

## 管理栄養士登録済証明書の発行について

管理栄養士の免許申請は、県が交付する栄養士と異なり、国が免許を交付するため、申請日から免許証交付までに約2～3ヶ月程度の期間を要する。このため管理栄養士の免許申請を行った方で、就職先等に早期に管理栄養士の登録証明(登録番号等)を提出する必要がある場合に、厚生労働省から本人に対して直接交付するもの。

【登録証明書の交付期間】 1ヶ月程度

### 【提出書類及び手続方法】

- 1 管理栄養士登録済証明書  
(太枠内に氏名・住所を記入してもらう)
- 2 返信用封筒  
(82円切手を貼り、本人の住所・氏名を記入してもらう)  
(切手は申請者本人が購入し、封筒は県が用意する)

別添2

管理栄養士登録済証明書

氏名	[太枠内]		
住所	[太枠内]		
登録番号	第	号	
登録年月日	年	月	日

上記のとおり管理栄養士名簿に登録されたことを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課長

(注意事項)

1. この登録済証明書は、就職等諸手続きの際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものである。
2. 免許証が手元に届いた際には、必ず当免許証を就職先等へ呈示すること。

氏名・住所を記入

82円切手を添付

郵便番号・氏名・住所を記入